㈢　電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策

㈣　再処理等、使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整その他の必要な施策

㈤　最終処分に関する国民の理解を促進するための施策、最終処分の計画的な実施に向けた地方公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け、文献調査対象地区又は概要調査地区等をその区域に含む地方公共団体、最終処分に理解と関心を有する地方公共団体その他の関係者に対する関係府省の連携による支援、最終処分に関する研究開発の推進を図るための国際的な連携並びに原子力発電環境整備機構及び原子力事業者との連携の強化その他の最終処分の円滑かつ着実な実施を図るために必要な施策（第二条の三関係）

5　原子力事業者の責務

㈠　原子力事業者は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力事故の発生の防止及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じ、並びにその内容を不断に見直し、その他原子力施設の安全性の向上を図るための態勢を充実強化し、並びに関係地方公共団体その他の関係機関と連携しながら原子力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる責務を有することとした。（第二条の四第一項関係）

㈡　原子力事業者は、原子力施設が立地する地域の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で極めて重要であることに鑑み、そのために必要な取組を推進しながら、国又は地方公共団体が実施する地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組に協力する責務を有することとした。（第二条の四第二項関係）

6　原子力発電の用に供する原子炉の運転期間に係る規制

㈠　原子力発電の用に供する原子炉を運転する者は、別に法律で定めるところにより政府の行う運転期間に係る規制に従わなければならないこととした。（第一六条の二第一項関係）

㈡　㈠の規制は、我が国において、脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するため、エネルギーとしての原子力の安定的な利用を図る観点から措置することとした。（第一六条の二第二項関係）

六　附則

1　電気事業法の一部改正に伴う経過措置

一の1から5までの施行の際現に原子炉等規制法第四三条の三の三二第二項の認可（以下「旧認可」という。）を受けている発電用原子炉設置者である原子力発電事業者は、一の1から5までの施行の日に一の1の㈡の認可を受けたものとみなすこととし、当該認可により延長した期間と同一の期間等とすることとした。（附則第二条関係）

2　原子炉等規制法の一部改正に伴う経過措置

㈠　運転開始後三〇年を経過している既設の発電用原子炉を二の施行の日（以下「施行日」という。）において引き続き運転しようとする者は、施行日の前日までに、二の2の㈠、㈡、㈤及び㈥の例により、長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこととし、この場合において、当該認可は、施行日において二の2の㈠の認可とみなすこと等とした。（附則第四条関係）

㈡　既設の発電用原子炉（㈠の発電用原子炉を除く。）について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、施行日前においても、二の2の㈠、㈡、㈤及び㈥の例により、原子力規制委員会の認可を受けることとし、この場合において、当該認可は、施行日において二の2の㈠の認可とみなすこと等とした。（附則第五条関係）

㈢　㈠又は㈡の認可等を受けた者であって、長期施設管理計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするものは、施行日前においても、二の2の㈡及び㈣から㈥までの例により、当該長期施設管理計画の変更の認可を受けることができることとし、この場合において、当該認可は、施行日において二の2の㈣の認可とみなすこと等とした。（附則第六条関係）

3　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置

この法律の施行の際現にその実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用に充てるため積み立てた引当金がある実用発電用原子炉設置者等は、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、実用発電用原子炉設置者等ごとに経済産業大臣が定める額の金銭を、令和六年度から令和三五年度までの各年度に、経済産業省令で定めるところにより分割して、機構（三の5の㈥の変更の承認があったときは、その変更後の機構）に対し、支払わなければならないこと等とした。（附則第一〇条関係）

4　1から3までのほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めることとした。（附則第三条、第七条～第九条、第一一条～第一八条、第二二条及び第二六条関係）

5　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一九条～第二一条及び第二三条～第二五条関係）

七　この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇孤独・孤立対策推進法（法律第四五号）（内閣官房）

1　総則

㈠　目的

この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態（以下「孤独・孤立の状態」という。）にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組（以下「孤独・孤立対策」という。）について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　基本理念

孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること等とした。（第二条関係）

㈢　国の責務等

国及び地方公共団体の責務、国民の努力並びに関係者の連携及び協力について定めることとした。（第三条～第六条関係）

2　孤独・孤立対策の重点計画

㈠　孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下「孤独・孤立対策重点計画」という。）を作成しなければならないこと等とした。（第八条関係）

㈡　国民の理解の増進等

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めることとした。（第九条関係）

㈢　相談支援

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めることとした。（第一〇条関係）